

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清樹会が開設する介護老人保健施設ケアタウンひまわり指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- （1） 名称 介護老人保健施設ケアタウンひまわり 指定訪問リハビリテーション
- （2） 所在地 福島市伏拝字沼ノ上2-17

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に次の職員を配置する。

- ・ 医師 1人以上
- ・ 理学療法士 2人以上
- ・ 作業療法士 1人以上
- ・ 言語聴覚士 1人以上

訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し、指定

訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等は、医師の診療に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

(営業日および営業時間)

第6条 指定訪問リハビリテーションサービスの営業日および営業時間は以下のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし、祝日及び12月31日～1月2日を除く）
- ② 営業時間
8：30～17：30とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は福島市の利用可能な地域とする。

(利用の手続き、利用中止の手続き)

第8条 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用の判定に当たって医師、看護師、支援相談員等の協議にもとづき対応する。

1 指定訪問リハビリテーション利用の手続き

- ア. 事業所は、身体の状態および症状に照らし、事業所サービスの提供が必要と認められた申込者を利用させる。
- イ. 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用申込者に対する要介護度によって、指定訪問リハビリテーション利用を拒まない。
- ウ. 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用に際し、病歴、家庭などの状況把握に努める。
- エ. 事業所は、新たな指定訪問リハビリテーション利用者に対し自宅等での生活、ならびに食事や健康状態、介護状況などについて面接を行う。

2 利用中止の手続き

- ア. 要介護認定更新において、自立と認定された場合。
- イ. 指定訪問リハビリテーション利用者から、利用中止の申し出があった場合。
- ウ. 正当な理由がなく長期間にわたり利用料金の延滞が発生し、支払の催告にも関わらず支払いがない場合。
- エ. 指定訪問リハビリテーション利用者に病院治療の必要が生じたとき。
- オ. 指定訪問リハビリテーション利用者が死亡したとき。
- カ. その他指定訪問リハビリテーションサービス契約書に基づく契約の終了が生じた場合。

- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用申込者の病状が重いため事業所への指定訪問リハビリ利用が不適當であると認めた場合には、適当な病院または診療所を紹介する。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用者の利用中止に際して、本人または家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、保健医療サービスならびに福祉サービス提供者との連携に努める。
- 5 管理者は、指定訪問リハビリテーション利用者が社会的な秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときは、医師、看護師、支援相談員等の協議のうえ、願人の承認を得て利用中止させることができる。

（被保険者証の確認）

第9条 事業所は、被保険者証に記載された要介護度・有効期間ならびに認定審査会意見の確認を行う。

（事業所サービス記録の記載）

第10条 事業所は、指定訪問リハビリテーション利用者に対して行った事業所サービスについて、記録に関する必要事項を健康手帳に記載する。

（通知）

第11条 事業所は、事業所サービスを受けている指定訪問リハビリテーション利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、居住地を管轄する市町村に意見を付して通知する。

1. 正当な理由なしに事業所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進されると認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

（サービス担当者会議）

第12条 事業所はサービス担当者会議を通じて、指定訪問リハビリテーション利用者の心身状態、おかれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスにおける利用状況の把握に努める。

（研修）

第13条 職員は療養の質的向上をはかるため、研修などを通して職務遂行能力の維持、向上に努める。

（相談および援助）

第14条 職員は指定訪問リハビリテーション利用者の心身状況、おかれている環境等を的確に把握し、利用者およびその家族に対して相談、援助に努める。

(利用料)

第15条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 事業所は指定訪問リハビリテーション開始に際し、利用料の具体的内容を明示する。

(掲示)

第16条 事業所は見やすい場所に、事業目的・運営方針、および職員の勤務体制、協力病院、ならびに利用料に関する事項を掲示する。

(苦情処理)

第17条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 事業所とその職員は、業務上知り得た指定訪問リハビリテーション利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は療養等のサービス提供に関し、次の諸記録を整備する。

1. 管理に関する記録

- ア. 事業所日誌
- イ. 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
- ウ. 月間および年間の事業計画表ならびに事業実施状況表

2. 指定訪問リハビリテーション利用の判定に関する記録

- ア. 定期的に利用継続の判定を行った経過および結果
- イ. 指定訪問リハビリテーション利用判定の経過および結果

3. 療養その他のサービスに関する記録

- ア. 指定訪問リハビリテーション利用者の台帳（病歴、生活暦、家族の状況などを記録したもの）
- イ. 診療記録など診療に関する記録
- ウ. 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌

4. 会計経理に関する記録

5. 事業所の構造および設備に関する記録

6. 防災記録

附 則

1. この規程は令和8年4月1日から施行する。